

人口問題・少子化対策推進に関する施策展開方針

根室市人口問題・少子化対策推進本部

平成26年10月10日決定

平成27年11月27日改訂

平成29年 4月 3日改訂

平成29年 9月22日改訂

平成30年 1月12日改訂

平成30年12月11日改訂

令和 元年12月19日改訂

1 趣旨

この方針は、根室市を取り巻く社会経済情勢や厳しい財政状況の中で、第9期根室市総合計画等を見据えながら、現在、本市が抱えている人口問題、並びに少子化対策の課題に適切かつ早期に対応するため、令和2年度から向こう5カ年、「政策」、「財政」、「組織」の連動性を図りながら、重点的に取り組むべき施策の基本的な展開方向を示すものである。

2 本市を取り巻く社会情勢

まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）の制定を受け、「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定され4年余りが経過し、国においては、今後5年間の基本目標や施策を総合戦略に掲げて実行する現行の枠組みを維持することとし、第2期総合戦略に着手した。

本市においては、急激な少子高齢化の進行やそれに起因する人口減少により、児童・生徒数の減少を始め、人口減による日常生活への影響や、地域医療に対する不安、基幹産業等の労働力不足などの深刻な問題が生じているところであり、人口減少や少子高齢化によって生じる様々な危機の克服や、地域の活性化に向けた取組み、並びに行財政改革への対応など多くの課題を抱えている。

3 施策展開の取組み姿勢

平成27年に策定した第1期「根室市創生総合戦略」が本年をもって最終年度となり、先般、「根室市創生有識者会議」にて1期目の総括となる効果検証を実施したところであり、委員からは、「これまでの施策に係る効果が引き続きつながるような方向付けをするべき」との意見が出されたところである。

人口問題・少子化対策の推進に当たっては、その主な要因である若年女性の減少、大都市圏への若者の流出、さらには教育や産業振興の視点など、まちづくり全体に関わる大局観に立ち、「子育て支援」、「地域振興」を同時並行で展開する。

特に、子育て支援関連を重点項目に位置付け、出会いから結婚、妊娠、出産、

育児まで切れ目のない総合的な支援を展開し、子育て世代の経済的な負担の軽減を柱に、地域に即した子育て環境の整備を図るものとする。

4 施策展開の達成目標

- 目標1 人口減少率の年0.1ポイント以上の改善を図り、5カ年で1.0%まで抑制する
- 目標2 子育て環境に満足している市民の割合を高め、5カ年で不満を持つ市民割合を10%以下まで向上する
- 目標3 子ども向け屋内遊戯施設の設置

5 施策展開の基本的な方向性（「政策」関連）

「第9期根室市総合計画」及び「根室市創生総合戦略」、並びに「根室市子ども・子育て支援計画」のほか、庁内各行政分野における個別計画との連動性を保ちながら、①出会い・結婚・妊娠・出産支援、②家庭での子育て支援、③保育・幼児教育、④就労支援、⑤住環境整備、⑥若者の地元定着の6つの施策を着実に進めるものとし、そのうち表1に示す重点項目の優先的な事業展開を図るものとする。

加えて、医療福祉や教育環境の充実のほか、商業や農林水産業など付加価値を高める産業振興に取り組み、後継者や新規就業者等の担い手対策の推進など、若い人材や組織の育成といった次世代の礎となる関連施策を積極的に展開し、若者が活力と豊かさを感じる地域づくりに取り組む。

6 予算等の基本的な方向性（「財政」関連）

(1) 人口問題・少子化対策の推進に必要な施策分野の財源確保

予算編成に当たっては、本方針を踏まえ、大胆な発想によりこれまでの施策の検証など徹底した歳出の見直しや弾力的な財源調整等により、少子化対策関連に必要な財源を最大限に確保し、長期的な視点に立った財政の健全化と計画的な施策展開の両立を図るものとする。

(2) ふるさと納税制度の有効活用

上記、施策展開に向けては、中長期にわたって実行性を確保するため、「ふるさと応援基金」等を原資として、「子ども未来基金」「地域医療安定化基金」「人材確保対策安定化基金」「公共交通維持安定化基金」「交流人口拡大促進基金」「屋内遊戯設備整備運営基金」「漁業資源増大対策強化基金」の計7基金を設置しているところであり、最大限有効活用する。

(3) 少子化対策関連の重点枠の設定

政策的視点から重点項目に掲げた表1の施策ほか、相応する目標達成の効果が見込まれる施策については、別途、予算重点枠を設けて優先度等の検討を行いつつ、予算を集中的に配分するものとする。

7 人員体制の基本的な方向性（「組織」関連）

少子化対策等の一元的な推進を目的に、本方針に基づき関連する事務分掌の見直しを行うとともに、必要な人員配置、また効率的な組織機構の設置などの措置を講ずるものとする。

また、本方針を円滑かつ持続的に推進するため、職員の政策形成能力に関する研修等のさらなる強化を図り、業務遂行能力を備えた職員の計画的な育成を図るものとする。

その他、本方針の推進に当たっては、女性職員を積極的に登用し、子育て支援業務に携わるワンストップ相談窓口の開設などの際には、女性職員の割合を3割程度まで高めるものとする。

表1 人口問題・少子化対策に関する向こう5カ年の施策展開、並びに令和2年度重点項目

施策区分	向こう5カ年の施策展開に係る重点項目	
		うち令和2年度重点項目
出会い・結婚・妊娠・出産支援	<ul style="list-style-type: none"> ・妊産婦、分娩通院時の相談、経済的支援 ・不妊・不育治療の情報提供、相談、経済的支援 ・婚活セミナー、出会いの場の提供 ・農林水産業後継者の花嫁対策 ・新ママ交流や親子食育教育の推進 ・妊娠、出産に関する相談やパパママ教室 ・こんにちは赤ちゃん、乳幼児家庭全戸訪問 ・妊産婦検診、乳幼児健診 ・大人の風しん予防接種 	
家庭での子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> ○子育て短期支援事業 ○親族、近隣の子育て助け合いの意識啓発 ○地域子育て支援センターの設置 ○子ども向け屋内遊戯設備整備 □医療費助成 <ul style="list-style-type: none"> ・子育てや育児不安解消の相談 ・生活必需品等購入の優遇措置 ・子育てサポーターの養成 ・育児支援家庭訪問 ・一時・延長保育事業の実施 ・児童手当 ・小児救急医療の支援 ・ひとり親家庭等の医療費助成、自立支援 ・紙おむつ無料回収による経済的支援 ・子育て支援ハンドブック等の作成 ・育児イベント開催費の助成 ・育児サークルにおける文化会館使用料の無料化などの支援 ・子どもブックライフ応援事業 ・子育て相談所の運営、親子つどいの広場の運営 ・子育て世代の遊び場、交流の場の運営 ・子どもの社会教育の参加促進支援 ・みらいのアスリート等育成支援 	<ul style="list-style-type: none"> ◎子ども向け屋内遊戯施設に係る実施設計等の推進 ◎こども医療給付事業の拡充
保育・幼児・児童教育	<ul style="list-style-type: none"> ○幼稚園特別支援を充実するための助成 ○保育ママ、家庭福祉員設置の検討 ○義務教育課程におけるICT環境の整備 ○特別支援教室の充実 □保育所の環境整備 □幼稚園の入園料、授業料の軽減措置 <ul style="list-style-type: none"> ・保育料の軽減措置 ・幼稚園教諭・保育士の確保対策 ・幼稚園預かり保育を推進するための助成 ・保育所概要、定員等の情報提供 ・学校給食費の軽減措置 ・認可保育所への職員加配 	<ul style="list-style-type: none"> ◎国が実施する幼児教育の無償化に伴う、市独自の認可外保育施設等の利用料軽減 ◎義務教育課程におけるICT教育の基盤整備

施策区分	向こう5カ年の施策展開に係る重点項目	うち令和2年度重点項目
就労支援	<input type="radio"/> 企業の両立支援促進の研修、広報、相談 <input type="radio"/> 育児休業制度の取得促進のための施策 <input type="checkbox"/> 非正規雇用者の就労支援 <ul style="list-style-type: none"> ・男性の子育て参画促進の研修、広報、相談 ・留守家庭、放課後児童対策の推進 ・女性の再就職の研修、広報、相談 	
住環境整備	<input type="radio"/> 公営住宅への子育て世帯の優先入居 <input type="radio"/> 他市町村からの転入者受け入れ住宅支援 <input type="radio"/> 子育て世帯、移住者向け住宅費助成や融資制度 <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設における多目的トイレ等の設置 ・家族向け公営住宅の増設 ・公共施設等におけるバリアフリー化の推進 ・講演会や催事における託児室の設置 ・公共施設等の有効活用 	
若者の地元定着	<input type="radio"/> 早期Uターンした場合の奨学金創設 <input type="radio"/> 企業ブランド力の向上、再生支援 <input type="checkbox"/> 水産業に着目したU I ターンの推進 <input type="checkbox"/> 非正規雇用者の就職支援（再掲） <ul style="list-style-type: none"> ・新規学卒者、若年者等地元就職支援 ・就業意欲をかきたてる魅力ある1次産業支援 ・U I ターン者への起業支援 ・インターンシップ事業 ・青年就農給付事業 	◎助産師の育成・確保対策の充実

注1) 「○印」は、「新規」に施策展開を検討する重点項目である。

注2) 「□印」は、既に取り組み実績があるが、今後「拡充」の検討を必要とする重点項目である。

注3) 「・印」は、既に取り組み実績があり、今後とも「継続」して施策展開する重点項目である。

注4) 「◎印」は、速やかに施策展開を図る「令和2年度重点事項」である。

注5) 人口問題・少子化対策施策の推進に当たっては、ふるさと納税制度を積極的に活用する。